

松戸市告示第33号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成23年1月29日から効力を生じる。

平成23年1月28日

松戸市長 本郷谷 健 次

変更調書

新 大字	旧		地 番
	大字	字	
六高台西	高柳新田	通小屋	96の1 96の2 96の5~96の18
			96の20~96の22 111の1~111の19
			111の24~111の28 111の32~111の34
			111の38~111の46 111の48~111の62
			111の64 111の67~111の73
			111の75~111の141
			111の143~111の149
			111の151~111の159 111の161
			111の163~111の167 113の1 113の8
			113の13 113の14 113の16~113の26
			113の29~113の72 113の74~113の79
			113の81~113の87 113の89~113の108
			113の110~113の189
			113の191~113の205
及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部			

備考

上記の土地の表示は、平成22年3月18日現在の土地の登記事項証明書によるものである。